

道路運送車両の保安基準等の改正概要

- 座席ベルトに関する改正
大型高速バス等の補助席（通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席をいう。以下同じ。）に座席ベルトおよび座席ベルトの取付装置（以下「座席ベルト等」という。）の設置を義務付けるのに伴い、関係法令を以下のとおり改正します。
- 改正概要
 - 補助席については、これまで座席ベルト等の設置を義務付けていませんでしたが、今後これを義務付けることとします。
 - 補助席の座席ベルト等が満たすべき基準は以下のとおりです。
 - ・ 座席ベルト
協定規則第 16 号の技術的な要件（ベルト単体要件に限る） 又は
旧「座席ベルトの技術基準」（細目告示旧別添 32）
 - ・ 座席ベルト取付装置
協定規則第 14 号の技術的な要件 又は
旧「座席ベルト取付装置の技術基準」（細目告示旧別添 31）

＜座席及び座席ベルトの取付けのイメージ＞



- 座席ベルト等の設置が免除されている座席に任意に設置された座席ベルト等についても、上記の性能要件を適用します。
- 適用時期
 - ①補助席への座席ベルト等の設置義務付け
 - 車両総重量 12t 超のバス：新 型 車 平成 29 年 11 月
継続生産車 平成 30 年 11 月
 - 上記以外の自動車：新 型 車 平成 31 年 11 月
継続生産車 平成 33 年 11 月
 - ②任意に設置した座席ベルトの基準
平成 31 年 11 月以降に製作された自動車